

○ 交付金の限度額、単価及び交付率

区 分				交付金の額		
				上限額	下限額	交付率
地域づくり推進事業	1 一般事業	(1) ハード系事業	単一市町村	1億円	500万円	2分の1以内
			一部事務組合、広域連合	2億円		
		(2) ソフト系事業	単一市町村	500万円	50万円	
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円		
	局長が適当と認める者		300万円	10万円		
	2	福祉振興・介護保険基盤整備事業		—	50万円	
	3 地域産業基盤整備事業	(1)	小規模土地改良事業	400万円	50万円	
		(2)	小規模林道整備事業	実施事業ごとに別に定める		
		(3)	小規模治山事業	—	500万円	
		(4)	船揚場整備事業	1,000万円	100万円	
4	エゾシカ緊急対策事業		別に定める	1万円		
5 集落維持・活性化促進事業	(1) ハード系事業	単一市町村	1億円	50万円		
		一部事務組合、広域連合	2億円			
	(2) ソフト系事業	単一市町村	500万円	1,000万円		
		一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円			
6	水資源保全推進事業		300万円	50万円	別に定める	
特定課題対策事業	(1) ハード系事業	単一市町村	1億円	1,000万円	2分の1以内	
		一部事務組合、広域連合	2億円			
	(2) ソフト系事業	2,000万円	500万円			